



# 宮 崎 県 公 報

令和4年9月29日(木曜日) 第344号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

<b>規 則</b>	頁	
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1		○不服申立ての処理状況…………… (総務課) 6
○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 3		○宮崎県の人事行政の運営等の状況の公表…………… (人事課) 9
<b>告 示</b>		○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (2件) …………… (商工政策課) 9
○保安林の指定予定の通知 (2件) …………… (自然環境課) 5		○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 10
○保安林の指定実施要件の変更予定…………… ( “ ) 5		○土地改良区の役員の退任の届出…………… ( “ ) 10
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 5		<b>病院局公告</b>
○道路の供用の開始…………… ( “ ) 6		○落札者等の公告…………… 10
<b>公 告</b>		<b>教育委員会告示</b>
		○指定技能教育施設における連携科目等の追加及び指定の解除…………… 10
		<b>選挙管理委員会告示</b>
		○不在者投票のできる施設の指定変更…………… 11

## 規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第41号

#### 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
出先機関の長	委 任 事 務	出先機関の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支庁長	1～34 [略] 35 建築基準法(昭和25年法律第201号)による次の事務 (1)～(12) [略] (13) 第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可に関する事。 (14)～(20) [略] (21) 第87条の3第5項の規定による興行場等としての使用の許可に関する事。 (22)・(23) [略] 35の2～43の4 [略] 44 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)による次の事務 (1)～(15) [略] (16) 第53条第3項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関する事(高齢者、障	西臼杵支庁長	1～34 [略] 35 建築基準法(昭和25年法律第201号)による次の事務 (1)～(12) [略] (13) 第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可に関する事。 (14)～(20) [略] (21) 第87条の3第6項の規定による興行場等としての使用の許可に関する事。 (22)・(23) [略] 35の2～43の4 [略] 44 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)による次の事務 (1)～(15) [略] (16) 第53条第3項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関する事(高齢者、障

<p>害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第 379号）<u>第29条第1項</u>の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関することに限る。）。</p> <p>(17) [略]</p> <p>44の2～49の2 [略]</p> <p>50 建設業法（昭和24年法律第 100号）による次の事務</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>50の2～67 [略]</p>	<p>害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第 379号）<u>第31条第1項</u>の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関することに限る。）。</p> <p>(17) [略]</p> <p>44の2～49の2 [略]</p> <p>50 建設業法（昭和24年法律第 100号）による次の事務</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>第17条の2第1項</u>の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(17) <u>第17条の2第2項</u>の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(18) <u>第17条の2第3項</u>の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(19) <u>第17条の3第1項</u>の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(20) [略]</p> <p>50の2～67 [略]</p>
<p>[略]</p> <p>土木事務 1～18の7 [略]</p> <p>所長 19 建築基準法による次の事務</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>第85条第5項</u>の規定による仮設建築物の建築の許可に関すること。</p> <p>(14)～(20) [略]</p> <p>(21) <u>第87条の3第5項</u>の規定による興行場等としての使用の許可に関すること。</p> <p>(22)・(23) [略]</p> <p>19の2～25 [略]</p> <p>26 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による次の事務</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>第53条第3項</u>の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関すること（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令<u>第29条第1項</u>の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関することに限る。）。</p> <p>(17) [略]</p> <p>26の2～30の2 [略]</p> <p>31 建設業法による次の事務</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>31の2～45 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>土木事務 1～18の7 [略]</p> <p>所長 19 建築基準法による次の事務</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>第85条第6項</u>の規定による仮設建築物の建築の許可に関すること。</p> <p>(14)～(20) [略]</p> <p>(21) <u>第87条の3第6項</u>の規定による興行場等としての使用の許可に関すること。</p> <p>(22)・(23) [略]</p> <p>19の2～25 [略]</p> <p>26 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による次の事務</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>第53条第3項</u>の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関すること（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令<u>第31条第1項</u>の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関することに限る。）。</p> <p>(17) [略]</p> <p>26の2～30の2 [略]</p> <p>31 建設業法による次の事務</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>第17条の2第1項</u>の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(17) <u>第17条の2第2項</u>の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(18) <u>第17条の2第3項</u>の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(19) <u>第17条の3第1項</u>の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(20) [略]</p> <p>31の2～45 [略]</p> <p>[略]</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県規則第42号

## 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年宮崎県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(認定申請書に添付する図書)</p> <p>第3条 省令第2条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該試験等の結果の証明書）</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 省令第2条第3項の規定により知事が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請（以下「計画の認定申請」という。）のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書</p> <p>(2) [略]</p> <p>(軽微な変更の届出)</p> <p>第5条 認定計画実施者は、省令第7条に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定長期優良住宅建築等計画の軽微な変更届出書（別記様式第2号）に変更部分を記載した図書を添えて知事に届け出なければならない。ただし、第7条の規定による報告をした後においては、この限りでない。</p> <p>(取りやめの申出)</p> <p>第9条 認定計画実施者は、法第14条第1項第2号の規定により認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるときは、<u>認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書</u>（別記様式第6号）により認定通知書（変更の認定を受けた者にあつては、変更認定通知書）を添えて知事に申し出るものとする。</p>	<p>(認定申請書に添付する図書)</p> <p>第3条 省令第2条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 長期優良住宅建築等計画又は<u>長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）</u>の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該試験等の結果の証明書）</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 省令第2条第3項の規定により知事が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請（以下「計画の認定申請」という。）のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書</p> <p>(2) [略]</p> <p>(軽微な変更の届出)</p> <p>第5条 認定計画実施者は、省令第7条に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定長期優良住宅建築等計画の軽微な変更届出書（別記様式第2号）に変更部分を記載した図書を添えて知事に届け出なければならない。ただし、第7条の規定による報告をした後及び<u>認定長期優良住宅維持保全計画の軽微な変更</u>においては、この限りでない。</p> <p>(取りやめの申出)</p> <p>第9条 認定計画実施者は、法第14条第1項第2号の規定により認定長期優良住宅建築等計画又は<u>認定長期優良住宅維持保全計画（以下「認定長期優良住宅建築等計画等」という。）</u>に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるときは、<u>認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書</u>（別記様式第6号）により認定通知書（変更の認定を受けた者</p>

(認定取消通知書)

第10条 法第14条第2項の規定による通知は、長期優良住宅建築等計画認定取消通知書 (別記様式第7号) により行うものとする。

様式第3号 (第6条関係)

[略]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により報告の求めのあった次の認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築又は維持保全の状況の状況について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条の規定により報告します。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日

[略]

様式第5号 (第8条関係)

[略]

次の認定長期優良住宅建築等計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条 

第1項
第2項
第3項

の規定により改善に必要な措置を命じます。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日

[略]

様式第6号 (第9条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

[略]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条の規定により申し出ます。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日

[略]

様式第7号 (第10条関係)

長期優良住宅建築等計画認定取消通知書

[略]

次の認定長期優良住宅建築等計画については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定により認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

にあっては、変更認定通知書) を添えて知事に申し出るものとする。

(認定取消通知書)

第10条 法第14条第2項の規定による通知は、長期優良住宅建築等計画等認定取消通知書 (別記様式第7号) により行うものとする。

様式第3号 (第6条関係)

[略]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により報告の求めのあった次の認定長期優良住宅建築等計画等に基づく建築又は維持保全の状況の状況について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条の規定により報告します。

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日  
年 月 日

[略]

様式第5号 (第8条関係)

[略]

次の認定長期優良住宅建築等計画等について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条 

第1項
第2項
第3項

の規定により改善に必要な措置を命じます。

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日  
年 月 日

[略]

様式第6号 (第9条関係)

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

[略]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条の規定により申し出ます。

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日  
年 月 日

[略]

様式第7号 (第10条関係)

長期優良住宅建築等計画等認定取消通知書

[略]

次の認定長期優良住宅建築等計画等については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定により認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

年 月 日

[略]

年 月 日

[略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

## 告 示

## 宮崎県告示第 640号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 小林市東方字柏迫3482-19

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字柏迫3482-19(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第 641号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字向山字猿迫6539-1、6540-1、字上ノ切6699-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字猿迫6539-1・6540-1・字上ノ切6699-1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第 642号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第 643号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年9月29日から同年10月13日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字高椎33 53番4地先 から同郡同 村同大字同 字3353番4 地先まで	旧	5.5～ 16.5	57.1
				新	9.7～ 31.4	56.5

宮崎県告示第 644号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道  
路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 9 月 29 日から同年 10 月 13 日まで宮崎  
県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 字爰野3578 番3地先か ら同郡同町 同大字同字 3578番1地	旧	4.1～ 29.7	80.1
				新	13.2～ 39.0	80.1

			先まで			
--	--	--	-----	--	--	--

宮崎県告示第 645号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道  
路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 9 月 29 日から同年 10 月 13 日まで宮崎  
県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 字爰野3578 番3地先か ら同郡同町 同大字同字 3578番1地 先まで	令和 4 年 9 月 29 日

公 告

行政不服審査法施行条例（平成27年宮崎県条例第47号）第15条の  
規定により、令和 3 年度における不服申立ての処理状況を次のと  
り公表する。

令和 4 年 9 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

不服申立てに係る処分又は不作為 (根拠法令)	不服申立 ての種類	処分庁	審査庁	不服申 立て年 月日	宮崎県行政不服審査会			不服申立てに対 する裁決等	
					諮問年 月日	答申年 月日	答申の 内容	裁決等 年月日	裁決等 の内容
特別児童扶養手当認定請求却下処 分（特別児童扶養手当等の支給に 関する法律）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	令和元 年7月 11日	令和3 年4月 8日	令和3 年6月 15日	棄却裁 決は妥 当であ る。	令和3 年8月 18日	棄却
特別児童扶養手当有期再認定請求 却下処分（特別児童扶養手当等の 支給に関する法律）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	令和元 年7月 11日	令和3 年4月 8日	令和3 年6月 15日	棄却裁 決は妥 当であ る。	令和3 年8月 18日	棄却
基準地積の更正申請に係る対応（ 宮崎広域都市計画事業飯田土地区 画整理事業施行条例）	審査請求	宮崎市長	宮崎県知事	令和元 年10月 23日	-	-	-	令和4 年3月 25日	却下
特別児童扶養手当有期再認定請求				令和元	令和3	令和3	棄却裁 決は妥	令和3	

却下処分（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	年10月28日	年4月8日	年6月15日	当である。	年8月18日	棄却
特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	令和元年11月30日	令和3年4月8日	令和3年6月15日	棄却裁決は妥当である。	令和3年8月18日	棄却
生活保護費返還決定処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和2年1月14日	令和4年2月22日	—	—	—	—
生活保護変更決定処分（生活保護法）	審査請求	都城市福祉事務所長	宮崎県知事	令和2年7月6日	令和3年8月24日	令和3年10月14日	棄却裁決は妥当である。	令和3年11月15日	棄却
生活保護費返還決定処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和2年10月13日	—	—	—	—	—
生活保護費返還決定処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和2年10月13日	—	—	—	—	—
生活保護費返還決定処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和2年10月13日	—	—	—	—	—
生活保護申請却下処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和3年3月17日	—	—	—	令和3年5月28日	取下げ
介護保険料賦課決定処分（介護保険法）	審査請求	えびの市	宮崎県介護保険審査会	令和3年4月20日	—	—	—	令和3年10月25日	棄却
運転免許更新処分（道路交通法）	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安委員会	令和3年4月21日	—	—	—	令和3年11月25日	棄却
介護保険料賦課決定処分（介護保険法）	審査請求	えびの市	宮崎県介護保険審査会	令和3年4月22日	—	—	—	令和3年6月3日	取下げ
生活保護費返還決定処分（生活保護法）	審査請求	日向市福祉事務所長	宮崎県知事	令和3年5月6日	—	—	—	—	—
要支援決定処分（介護保険法）	審査請求	日南市	宮崎県介護保険審査会	令和3年5月18日	—	—	—	令和3年6月9日	取下げ
				令和3				令和4	

除名処分 (地方自治法)	審決申請	三股町議会	宮崎県知事	年 5 月 20 日	-	-	-	年 2 月 9 日	認容
生活保護申請却下処分 (生活保護法)	審査請求	宮崎県児湯福祉事務所長	宮崎県知事	令和 3 年 5 月 28 日	-	-	-	令和 3 年 6 月 14 日	取下げ
生活保護費返還決定処分 (生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和 3 年 6 月 11 日	-	-	-	-	-
介護保険料賦課決定処分 (介護保険法)	審査請求	日南市	宮崎県介護 保険審査会	令和 3 年 6 月 16 日	-	-	-	令和 3 年 8 月 20 日	取下げ
生活保護費返還決定処分 (生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和 3 年 7 月 5 日	-	-	-	令和 3 年 11 月 2 日	取下げ
特別障害者手当認定請求却下処分 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	審査請求	都城市福祉事務所長	宮崎県知事	令和 3 年 8 月 5 日	-	-	-	-	-
負担金決定処分 (児童福祉法)	審査請求	宮崎県中央児童相談 所長	宮崎県知事	令和 3 年 8 月 30 日	-	-	-	-	-
特例給付認定処分 (児童手当法)	審査請求	宮崎市長	宮崎県知事	令和 3 年 10 月 19 日	-	-	-	-	-
身体障害者手帳交付決定処分 (身体障害者福祉法)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	令和 3 年 10 月 21 日	-	-	-	令和 4 年 1 月 14 日	取下げ
生活保護廃止処分 (生活保護法)	審査請求	都城市福祉事務所長	宮崎県知事	令和 3 年 10 月 28 日	-	-	-	-	-
特別児童扶養手当有期再認定処分 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	令和 3 年 11 月 9 日	-	-	-	-	-
生活保護申請却下処分 (生活保護法)	審査請求	えびの市福祉事務所長	宮崎県知事	令和 3 年 11 月 24 日	-	-	-	-	-
運転免許取消処分 (道路交通法)	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安 委員会	令和 3 年 12 月 8 日	-	-	-	令和 4 年 3 月 15 日	取下げ
精神障害者保健福祉手帳交付決定 処分 (精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	令和 3 年 12 月 9 日	-	-	-	令和 3 年 12 月 25 日	取下げ



運転免許更新処分 (道路交通法)	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安委員会	令和3年12月13日	-	-	-	-	-
介護保険料減免申請不承認処分 (介護保険法)	審査請求	宮崎市	宮崎県介護保険審査会	令和3年12月14日	-	-	-	-	-
後期高齢者医療療養費不支給決定処分 (高齢者の医療の確保に関する法律)	審査請求	宮崎県後期高齢者広域連合	宮崎県後期高齢者医療審査会	令和3年12月20日	-	-	-	令和4年2月4日	取下げ
運転免許取消処分 (道路交通法)	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安委員会	令和4年1月5日	-	-	-	-	-
銃砲刀剣類許可取消処分 (銃砲刀剣類所持等取締法)	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安委員会	令和4年2月2日	-	-	-	-	-
面会・通信制限処分 (児童虐待の防止等に関する法律)	審査請求	宮崎県中央児童相談所長	宮崎県知事	令和4年2月14日	-	-	-	-	-
生活保護変更申請却下処分 (生活保護法)	審査請求	都城市福祉事務所長	宮崎県知事	令和4年3月7日	-	-	-	-	-

宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成17年宮崎県条例第5号) 第6条の規定により、宮崎県の人事行政の運営等の状況について、別冊のとおり公表する。

令和4年9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
MEGAドン・キホーテ都城店  
都城市上川東4丁目5948-1 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
令和4年8月29日
- 意見の概要  
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和4年9月29日から令和4年10月31日まで

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス延岡店  
延岡市栄町2-1 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
令和4年8月26日
- 意見の概要  
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 4 年 9 月 29 日から令和 4 年 10 月 31 日まで

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、高原高千穂土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 9 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	内 村 清 志	西諸県郡高原町大字蒲牟田1205番地
理 事	中 原 吉 久	西諸県郡高原町大字蒲牟田1607番地2

（任期：令和 6 年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	篠 原 弘 二	西諸県郡高原町大字西麓 123 番地
理 事	中 原 洋 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田1605番地1

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、今町土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 9 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	福 丸 幸 政	都城市大岩田町6801番地

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 4 年 9 月 29 日

宮崎県立日南病院長 峯 一 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
生理検査システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県立日南病院医事・経営企画課財務担当  
宮崎県日南市木山 1 丁目 9 番 5 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 4 年 8 月 30 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社トーアサイエンス  
宮崎県宮崎市老松 2 丁目 3 番 25 号
- 5 落札金額  
38,445,000 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和 4 年 7 月 14 日

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第 8 号

学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 34 条第 2 項の規定により、連携科目等の指定、指定の変更及び指定の解除をしたので、次のとおり告示する。

令和 4 年 9 月 29 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

- 1 指定技能教育施設の名称及び所在地  
向洋学園高等専修学校  
宮崎県宮崎市高千穂通 2 丁目 4 番 5 号
- 2 連携科目等

連携科目	連携科目に対応する高等学校の科目	指定の期間
課題研究	課題研究	平成 28 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
情報処理	情報処理	平成 28 年 4 月 1 日～
簿記	簿記	平成 28 年 4 月 1 日～
ビジネス基礎	ビジネス基礎	平成 28 年 4 月 1 日～
ネットワーク活用	ネットワーク活用	令和 4 年 4 月 1 日～
ビジネス・コミュニケーション	ビジネス・コミュニケーション	令和 4 年 4 月 1 日～

## 選挙管理委員会告示

## 宮崎県選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。

令和4年9月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

名 称	変更 事由	新旧 の別	変 更 内 容
医療法人りっか 会ピア・ささき 病院	名称	新	医療法人りっか会ピア・ささき 病院
		旧	医療法人りっか会ピア・メンタ ルささき病院
医療法人隆徳会 介護老人保健施 設菜花園	所在 地	新	西都市大字穂北5253番地4
		旧	西都市大字穂北字東原5253番地 4
株式会社アイケ ア介護付有料老 人ホームエリシ オン聖陵	所在 地	新	西都市大字妻1518番地1
		旧	西都市大字妻平田1518-1
養護老人ホーム 静和園	所在 地	新	西都市大字清水 792番地 1
		旧	西都市大字清水 792番地
社会福祉法人宮 崎県社会福祉事 業団養護老人ホ ームあけぼの園	名称	新	社会福祉法人宮崎県社会福祉事 業団養護老人ホームあけぼの園
		旧	社会福祉法人国富福祉会養護老 人ホームあけぼの園

--	--